

奈良市公報

号外第23号

(平成27年3月条例)

平成27年12月5日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市附属機関設置条例…………… 1
- 奈良市行政手続条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例…………… 5
- 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 6
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例…………… 6
- 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例…………… 8
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 8
- 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例……………14
- 奈良市墓地条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例…16
- 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例……………16
- 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例……………16
- 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………16
- 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例……………17
- 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例……………17
- 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………35
- 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…36
- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………37
- 奈良市税条例等の一部を改正する条例……………37
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………40

条 例

奈良市附属機関設置条例をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第1号

奈良市附属機関設置条例

奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、市長、教育委員会及び公営企業管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関等の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関等に属するときは、そのいずれかの執行機関等が定めることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務
市長	奈良市表彰審査委員会	有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務
	奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議及び答申に関する事務
	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
	奈良市特別職報酬等審議会	特別職報酬等についての審議及び答申に関する事務
	奈良市職員分限懲戒審査委員会	職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分の基礎となる事実並びに同法の適用についての審査に関する事務
	奈良市法令審査会	本市の条例及び重要な規則の制定改廃その他法令に関する事案の審査に関する事務
	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務
	奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務
	奈良市人権施策協議会	人権施策についての重要事項の調査審議に関する事務
	奈良市地域福祉推進会議	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画の策定及び進捗に関する事項についての調査審議に関する事務
	奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会	奈良市生活困窮者等自立支援事業を実施する事業者の審査に関する事務
	老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置及び入所継続の要否判定についての審査に関する事務
	奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会	介護保険等施設の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
	奈良市幼保施設運営事業者選定委員会	市立幼稚園、保育所及びこども園の民間移管に係る事業者の審査に関する事務
	奈良市民間保育所等選考審査委員会	民間保育所等の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
	奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会	奈良市地域子育て支援拠点事業の実施団体の審査及び評価に関する事務
	奈良市食育推進会議	食育推進についての重要事項の審議に関する事務

	奈良市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
	奈良市精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉活動事業及び自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務
	奈良市エイズ対策推進会議	エイズ対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市結核対策評価推進会議	結核対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市難病対策地域協議会	難病対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会	市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者の選定に関する事務
	奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会	奈良市住宅用太陽光発電普及啓発事業の検討、審査及び採択に関する事務
	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画の策定等に関する事務
	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会	ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等の規制に関する事項についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市入札監視委員会	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に沿った公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
	奈良市建設工事総合評価審査委員会	本市が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務
	奈良市消防賞じゆつ金等審査会	奈良市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和39年奈良市条例第11号）による賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務
	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務
教育委員会	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市教職員分限懲戒審査委員会	市立学校に勤務する県費負担教職員の分限処分（地方公務員法第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分に関する人事内申又は同法に規定のない訓告処分等の措置等の基礎となる事実についての審査に関する事務
	奈良市教育支援委員会	障害等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学指導及び教育支援を行うための調査審議に関する事務
市長及び教育委員会	奈良市景観審議会	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
	なら歴史まちづくり推進協議会	奈良市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議及び認定並びに同計画の実施に係る連絡調整に関する事務

	奈良市史編集審議会	奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務
	奈良市プロポーザル審査委員会	本市が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
公営企業管理者	奈良市上下水道事業運営審議会	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の運営についての重要事項の調査審議及び答申に関する事務
	奈良市企業局プロポーザル審査委員会	奈良市企業局が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
	奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会	奈良市企業局が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

(平成27年3月31日揭示済)

(行政指導の中止等の求め)

奈良市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市行政手続条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第35条）」を「第4章 行政指導（第30条—第35条）」に改める。
 第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」に改める。
 第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。
 第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かわる」を「関わる」に改める。
 第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。
 第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。
 第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。
 第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。
 第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。
 第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
 (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
 (2) 前号の条項に規定する要件
 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
 第34条の次に次の1条を加える。

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をするを求めることができる。
 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成3年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第8条中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改める。
(奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)
- 3 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。
第9条中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改める。
(奈良市税条例の一部改正)
- 4 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例
(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(自己啓発等休業の承認)
- 第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能

力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修(法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間以内の期間とする。

- (1) 大学等課程の履修のための休業 2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年)
- (2) 国際貢献活動のための休業 3年
(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める教育施設(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。
(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に定める期間を超えない範囲

内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動(第5条に規定する奉仕活動をいう。以下同じ。)の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号。以下「退職手当条例」という。)第7

条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合には、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日掲示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。
第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第10条第6項第3号中「除く。」の次に「第8項第2号において同じ。」を加え、同条第8項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「(第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第13項第3号中「前項」を「第10項若しくは前項」に、「除く。」を「除く。)」に改め、同項第4号中「第6項第3号に規定する」を削る。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日掲示済)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市職員倫理条例の一部改正)

第1条 奈良市職員倫理条例(平成25年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(教育長を除く。)」を削る。

別表第1中

教育委員会	委員長	月額	150,000円
	委員	日額	14,000円

(奈良市法令遵守の推進に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市法令遵守の推進に関する条例(平成19年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

を「教育委員会の委員 日額 14,000円」に

改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の給与に関する条例

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項」に改め、「、勤務時間その他の勤務条件」を削る。

第6条第4項中「48月」を「36月」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例(平成25年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「教育長の給与に関する条例」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長並びに」を削る。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表3項中「前2項以外の」を削る。

(奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例(昭和35年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア及び同条第4項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成20年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市職員倫理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間(以下「在職期間」という。)においては、第1条の規定による改正後の奈良市職員倫理条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市職員倫理条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市法令遵守の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 在職期間においては、第2条の規定による改正後の奈良市法令遵守の推進に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市法令遵守の推進に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 在職期間においては、第3条の規定による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 在職期間においては、第4条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定は適用せず、同条の規定

による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 在職期間においては、第5条の規定による改正後の奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 在職期間においては、第6条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 在職期間においては、第7条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年3月31日揭示済)

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、奈良市教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、奈

良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年奈良市条例第6号)の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者又はその委任を受けた者」とあるのは「教育委員会」と、「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この条例の規定は、適用しない。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3項中「1件(一つの税目ごとに一つの年度をもって1件とみなす。)」を「1枚」に改める。

別表第22項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第46項を次のように改める。

46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
----	---------------------------------	---	-------------------

別表中第76の2項を第76の2の2項とし、第76項の次に次のように加える。

76の2	1の既存不適格建築物の他の敷地への移転に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく1の既存不適格建築物の他の敷地への移転に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
------	--	---	------------------

別表第76の5項を次のように改める。

76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 55,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定める基準に適合しないものを除く。）の交付を受けたもの（以下この項及び第76の7項において「住宅性能評価適合住宅」という。）である場合（ウに係るものを除く。） 20,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の7項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合 10,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 71,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 24,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 119,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 34,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 17,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除

				<p>して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>
<p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>				<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 185,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 53,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 26,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>
<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの）</p>				<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 359,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 89,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>
<p>床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>				<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合 636,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 311,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円</p>
<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>				<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合 1,088,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 477,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 107,000円</p>

			<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るもの以外の場合 2,006,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 864,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 174,000円</p>
			<p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るもの以外の場合 2,862,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 1,177,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 213,000円</p>
			<p>床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るもの以外の場合 3,505,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 1,423,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円</p>

別表第76の7項を次のように改める。

76の7	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき8,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更（以下この項において「第1号変更」という。）の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 39,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円（一戸建ての住宅の場合にあつては、3,000円） ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更（以下この項において「第2号等変更」という。）の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 6,000円 エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更（以下「第3号変更」という。）の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき10,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円（一戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円） ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 7,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>

			<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 10,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき24,000円と次に掲げる額を合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、11,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、21,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>1件につき62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 205,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 42,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>1件につき105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>

		<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 1,737,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円 ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 94,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき211,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 2,524,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 125,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,121,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円 ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 157,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円</p>

別表中第108の7項を第108の9項とし、第108の2項から第108の6項までを2項ずつ繰り下げ、第108項の次に次のように加える。

108の2	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
108の3	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円

別表第109項及び第110項を次のように改める。

109	医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
110	医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	1件につき 2,900円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第22項の改正規定 平成27年5月29日
- (3) 別表第46項の改正規定及び別表中第76の2項を第76の2の2項とし、第76項の次に次のように加える改正規定 平成27年6月1日
(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第3項の規定は、平成27年1月1日から適用する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）その他市が設置する特定教育・保育施設の利用料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設又は市が実施する特定地域型保育事業において、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、前条第1項に定める額を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第2項に定める額を徴収する。

(延長保育)

第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から規則に定める延長保育の利用料を徴収する。

(一時預かり)

第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する一時預かりを受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から規則に定める一時預かりの利用料を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者が失業、疾病等により利用者負担額の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、第4条の規定により徴収すべき利用者負担額を減免することができる。

(利用者負担額の不還付)

第8条 第4条の規定により徴収した利用者負担額は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(奈良市保育の実施に関する条例の廃止)

3 奈良市保育の実施に関する条例（昭和62年奈良市条例第4号）は、廃止する。

(奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正)

4 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例第1条中「及び幼稚園」を削る。

第2条第1項中「(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)」及び「(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)」を削り、同項の表幼稚園の項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「又は在園」を削り、同項第1号中「又は入園」を削り、同項第2号中「若しくは休学又は退園(転園を含む。)若しくは休園」を「又は休学」に改める。

第3条第3項中「又は入園」を削る。

別表の2の表を削る。

(奈良市保育の実施に関する条例の廃止及び奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第3項の規定による廃止前の奈良市保育の実施に関する条例の規定により徴収すべき保育料、教育保育料及び預かり保育料並びに前項の規定による改正前の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の規定により徴収すべき保育料については、なお従前の例による。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第9号

奈良市墓地条例の一部を改正する条例

奈良市墓地条例(昭和43年奈良市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市七条町南山墓地の項中「120,000円」を「192,000円」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第10号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条の6の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第12条の12中「12万円」を「14万円」に改める。

第16条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第11号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「25,400円」を「29,500円」に改め、同条第2号中「25,400円」を「41,400円」に改め、同条第3号中「39,500円」を「41,400円」に改め、同条第4号中「56,500円」を「53,200円」に改め、同条第9号中「112,900円」を「135,900円」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) 124,100円

第4条第8号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ」を加え、「98,800円」を「112,300円」に改め、同号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。) 106,400円

第4条第7号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「84,700円」を「100,400円」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) 88,600円

第4条第6号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「70,600円」を「73,900円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「64,900円」を「68,000円」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,100円
 第6条第3項中「及びハ」を「及びニ」に、「若しくは第4号口」を「、第4号口若しくは第5号口」に、「第5号イ、第6号イ若しくは」を「第6号イ、」に改め、「第7号イ」の次に「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を加え、「若しくは第4号又は」を「、第4号若しくは第5号又は」に、「第5号、第6号若しくは第7号」を「第6号から第13号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。
 (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正後の法(次項において「新法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附則
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)

別表第3 奈良市中央体育館の部会議室の項中

会議室

を

会議室
(1室につき)

に改め、

同部トレーニング室の項を削り、同表奈良市中央第二体育館の部に次のように加える。

ウェイトリフ ティング室	独占使用	450	600	900	1,200	1,650	2,250
	個人使用 (1人当たり)	150	200	300			

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部奈良市立精華小学校の項を削り、同表中学校の部奈良市立柳生中学校の項を削り、同部奈良市立興東中学校の項中「奈良市立興東中学校」を「奈良市

2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例

奈良市ならまちセンター条例(平成元年奈良市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表企画展示コーナーの項を削る。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例(昭和60年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

立興東館柳生中学校」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中「除く。」の次に「次項において「週休日

等」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の2 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市費支弁の教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、同条後段を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条中「派遣職員のうち教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加える。

(公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第21条中「退職派遣者のうち教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加える。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第20条中「市費支弁の教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加える。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条中「市費支弁の教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加える。

(奈良市職員互助会条例の一部改正)

第6条 奈良市職員互助会条例(昭和28年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加える。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第39条中「市費支弁の教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、同条後段を削る。

第40条第2号中「報酬」の次に「割増報酬」を加える。

第42条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「報酬」の次に「割増報酬」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 非常勤の職員が、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、当該勤務をしたときは、規則で定めるところにより割増報酬を支給する。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第22条中「職員のうち教員」の次に「(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)」を加える。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準

等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）を「（当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第14条中「平成26年奈良市条例第57号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第44条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2

号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市が定めるものに限る。）に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第46条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第44条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第46条第1項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第50条第3項中「指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項に」を「奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第50条第1項に」に改める。

第65条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第66条第5項中「第193条第1項」を「第193条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定複合型サービスをいう。）を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第81条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第86条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第87条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第142条第1項から

第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第101条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第7項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第103条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第101条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第101条第1項から第3項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第112条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第112条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第103条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第113条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第114条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第116条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第120条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第131条第2項第6号中「第40条第2項」を「第112条の2第2項」に改める。

第132条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第112条」を「第112条の2」に、「と読み替える」を「と、第112条の2第4項中「第103条第4項」とあるのは「第120条第4項」と読み替える」に改める。

第133条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項から第6項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第135条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第133条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第3項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第136条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第137条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第141条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第142条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望

及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第166条に次の1項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第184条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第190条中「看護職員」と」の次に「、第166条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第219条第3項を削る。

第220条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第225条を次のように改める。

第225条 削除

第238条第2項第8号及び第249条第2項第10号を削る。

第250条中「第224条から第229条まで」を「第224条、第226条から第229条まで」に改める。

第260条の見出し中「確保等」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部

改正)

第2条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条－第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条－第43条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第44条－第48条）

を「第2章 削除」に、「第53条」を「第52条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条－第109条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条－第113条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第114条－第117条）

を「第7章 削除」に、「第121条」を「第120条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第48条まで 削除

第50条第3項中「指定居宅サービス等基準条例第50条第1項に」を「奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第50条第1項に」に改める。

第3章第4節中第53条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第52条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第52条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第52条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第52条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第58号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ

ばならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第52条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第52条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第52条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第52条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第52条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第52条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第53条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第53条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第53条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第56条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第56条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第56条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第56条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第56条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第56条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第56条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第56条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第56条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第56条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第57条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第58条を次のように改める。

(報告)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス

の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第63条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第64条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで及び第40条並びに」を削り、「第53条第1項及び第58条」を「第52条の9、第53条第1項並びに第56条の8第5項及び第6項」に改め、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第20条第1項中」を「第52条の13中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、」を削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」と」の次に「、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第75条第2項第4号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第76条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで、第40条及び第55条」を「第52条の2、第52条の3、第52条の5から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の11まで及び第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第56条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第85条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第86条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条

まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第56条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第88条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第127条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第94条第2項第1号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第95条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の10、第52条の12、第52条の

13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に改め、「利用者」との次に「、第56条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第98条から第117条まで 削除

第8章第4節中第121条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第120条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第118条の2第4項に規定する別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第120条の3 介護予防通所リハビリテーション事業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第122条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第122条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第122条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第122条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第124条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第125条中「第9条から第14条まで、第16条から第18

条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第70条、第102条及び第104条から第106条まで」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の11まで、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条及び第70条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第127条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第88条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第135条第2項中「第9条第2項」を「第52条の2第2項」に改める。

第141条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第141条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第144条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第145条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第55条、第104条及び第107条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の11まで、第58条及び第122条の2」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第162条中「第139条」の次に「第141条の2」を加え、「第104条」を「第122条の2」に改める。

第168条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第169条第4項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第172条第2項及び第173条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第174条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第40条、第55条、第104条、第107条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで、第58条、第122条の2」に、「第20条第1項中」を「第52条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

者」に改め、「前項」と」の次に「、第141条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第183条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第184条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第55条、第104条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条、第122条の2」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第199条中「第104条」を「第122条の2」に改める。

第205条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第206条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第209条第4項中「第9条第2項」を「第52条の2第2項」に改める。

第211条を次のように改める。

第211条 削除

第219条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。

第220条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第107条」を「第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第141条の2」に改め、「、第31条中「第27条」とあるのは「第

215条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を削り、「第54条中」を「第54条及び第56条の4中」に、「読み替える」を「、第56条の4中「第56条」とあるのは「第215条」と読み替える」に改める。

第228条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第233条第4項中「第9条第2項」を「第52条の2第2項」に改める。

第235条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第236条第2項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改め、同項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第237条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第107条」を「第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第141条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を加え、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条中」を「第56条の6中」に、「指定介護予防訪問介護事業所」

を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第246条の見出し中「確保等」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第250条第2項第1号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第251条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第52条の2第1項中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中」を「第52条の4中」に、「第15条第2項中」を「第52条の8第2項中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第20条第1項中」を「第52条の13第1項中」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第104条第2項」を「第122条の2第2項」に改める。

第254条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第256条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第52条の2第1項中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中」を「第52条の4中」に、「第15条第2項中」を「第52条の8第2項中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第20条第1項中」を「第52条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第104条第2項中」を「第122条の2第2項中」に改める。

第264条第2項第2号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第265条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第40条、第55条、第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の12まで、第53条の3、第55条、第56条の3、第56条の5から第56条の11まで、第58条、第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第52条の2第1項中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中」を「第52条の4中」に、「第15条第2項中」を「第52条の8第2項中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第104条第2項中」を「第122条の2第2項中」に改める。

（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第84条第3項、第85条、第193条第10項、第194条第2項及び第195条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第6条第2項ただし書中「又は奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次

の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利

用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第40条」を削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。)」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第114条第2項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第122条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第2項第6号並びに第182条第2項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第2項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第178条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第182条第2項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下

「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第2項及び第4項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的 に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第202条第1項及び第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条第3項第1号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項ま

で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第45条第6項第2号」及び「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護

老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第66条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第75条第2項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又

は」に改める。

第14条中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第14条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第30条第2項第1号中「第14条第12号」を「第14条第13号」に改め、同項第2号エ中「第14条第13号」を「第14条第14号」に改める。

（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正）

第6条 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第29条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（奈良市指定介護予防サービス等の

事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第78条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第46条第5項第2号ただし書を削る。

（奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

（奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第46条第12項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体

施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

(1) 第1条の規定による改正前の奈良市指定居宅サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第44条第3項並びに第46条第2項の規定

(2) 第2条の規定による改正前の奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条から第48条までの規定

(3) 第3条の規定による改正前の奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定

第3条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2項及び第5項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護及び当該第1号訪問事業
第6条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市の定める当該第1号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市の定める当該第1号訪問事業の

2 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第44条第3項及び第46条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）を同一の

事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第44条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）
	同項及び同条第2項に規定する	市の定める当該第1号訪問事業の
第46条第2項	基準該当訪問介護の事業	第44条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第46条第1項に規定する	市の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 旧指定居宅サービス等基準条例第101条第1項第3号及び第8項、第103条第4項、第133条第1項第3号及び第7項並びに第135条第4項の規定
- (2) 旧指定介護予防サービス等基準条例第9条から第15条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第16条（第109条において準用する場合に限る。）、第17条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第18条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第20条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第22条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第24条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第25条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第

4項まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第109条において準用する場合に限る。）、第36条から第38条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第40条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第98条から第117条まで、第168条、第169条第4項、第172条第2項及び第173条の規定

(3) 旧指定地域密着型サービス基準条例第153条第13項の規定

(4) 第9条の規定による改正前の奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第29号）第46条第12項の規定

第5条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第8項並びに第101条第4項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第99条第1項第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第99条第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者

	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第7項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の
第101条第4項	指定通所介護事業者	第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の

2 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項第3号及び第7項並びに第116条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定める

ものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第114条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第114条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第6項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の
第116条第4項	基準該当通所介護の事業	第114条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第3項までに規定する	市の定める当該第1号通所事業の

第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第235条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

（平成27年3月31日揭示済）

2 新指定介護予防サービス等基準条例第235条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合にあっては、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第17号）附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第101条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第107条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第107条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第109条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第117条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38

条」に改め、「第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「第6条第2項及び第5項」を「第6条第2項及び第6項」に、同項の表中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

附則第4条第2号中「第36条から第38条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）」を「第36条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第38条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）」に改める。

附則第5条第1項及び同項の表中「第101条第4項」を「第101条第5項」に改める。

（平成27年3月31日揭示済）

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第98条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。」が「第112条第1号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第112条第1号において同じ。）が「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第112条第1号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第112条第1号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項）の次に「又は第193条第1項」を加え、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規

模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) を基準該当生活介護事業所に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条第1項」の次に「又は第193条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第98条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第87条第3項第1号」の次に「又は第197条第3項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条」の次に「又は第193条」を加える。

第112条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第83条第5項」の次に「又は第193条第6項」を加え、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加え、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第87条第3項第2号ウ」の次に「又は第197条第3項第2号ウ」を加える。

附則第6条第1項及び第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例
奈良市議会委員会条例(昭和49年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の奈良市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の奈良市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第45条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第46条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第63条及び第65条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第159条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第

30項から第33項まで」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出(第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより

控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2中「(平成21年法律第9号)附則第9条第1項」を「(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)及び第15条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第19条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第21条及び第22条を次のように改める。

第21条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条を附則第28条の9とする。

附則第28条の7の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第18項の条例で定める割合）

第28条の8 法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

附則第29条（見出しを含む。）中「平成24年度から平

成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29条の2中「（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第30条（見出しを含む。）及び第32条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第33条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第35条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中奈良市税条例附則第21条及び第22条の改正規定を次のように改める。

附則第22条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第90条の改正規定」を「第90条第2号の改正規定（同号アに係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第47条の3第1項及び」を「第47条の3第1項並びに第90条第1号、第2号（同号アに係る部分に限る。）、

第3号及び第4号の改正規定並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第90条」を「第90条第2号（アを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第90条第1号、第2号ア、第3号及び第4号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第22条」を「附則第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中奈良市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第22条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第28条の8の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

(平成27年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第22号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例
奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第8条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、附則第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第11項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)